

○ 銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らし、それらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（令和四年金融庁告示第二十三号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

附 則	改 正 後	附 則	改 正 前
<p>（T L A C 規制対象会社の同順位商品に関する経過措置）</p> <p>第三条 国際統一基準行（新銀行持株告示第一条第十号の二に規定する国際統一基準行をいう。第三項及び附則第八条第一項において同じ。）は、T L A C 規制対象会社（新銀行持株告示第一条第八十四号に規定するT L A C 規制対象会社をいう。以下この条において同じ。）のその他外部T L A C 調達手段（新銀行持株告示第一条第八十五号に規定するその他外部T L A C 調達手段をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）と法的又は経済的に同順位である商品（その他外部T L A C 調達手段に該当するものを除く。以下この条において「国内T L A C 規制対象会社の同順位商品」という。）のうち、そのT L A C 規制対象会社に係る総損失吸収力及び資本再構築力に係る最低基準の適用の日（以下この条において「国内T L A C 規制対象会社の同順位商品」という。）のうち、そのT L A C 規制対象会社に係る総損失吸収力及び資本再構築力に係る最低基準の適用の日（以下この条において「T L A C 規制適用日」という。）までに発行されたものであつて、当該T L A C 規制適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているものについては、当該T L A C 規制適用日か</p>	<p>（T L A C 規制対象会社の同順位商品に関する経過措置）</p> <p>第三条 国際統一基準行（新銀行持株告示第一条第十号の二に規定する国際統一基準行をいう。附則第八条第一項において同じ。）は、T L A C 規制対象会社（新銀行持株告示第一条第八十四号に規定するT L A C 規制対象会社をいう。以下この条において同じ。）のその他外部T L A C 調達手段（新銀行持株告示第一条第八十五号に規定するその他外部T L A C 調達手段をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）と法的又は経済的に同順位である商品（その他外部T L A C 調達手段に該当するものを除く。以下この条において「国内T L A C 規制対象会社の同順位商品」という。）のうち、そのT L A C 規制対象会社に係る総損失吸収力及び資本再構築力に係る最低基準の適用の日（以下この条において「T L A C 規制適用日」という。）までに発行されたものであつて、当該T L A C 規制適用日において保有し、かつ、その保有</p>		

制適用日から起算して五年を経過する日までの間は、新銀行持株告示第七条第二項第五号に掲げる少数出資金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段の額に算入しないことがで

きる。

2 国内基準行である標準的手法採用行は、国内TLAC規制

対象会社の同順位商品のうち、そのTLAC規制対象会社に係るTLAC規制適用日までに発行されたものであつて、当該TLAC規制適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているものについては、当該TLAC規制適用日から起算して五年を経過する日までの間は、新銀行持株告示第五十四条の四の二第二項の規定を適用しないことができる。この場合において、当該TLAC規制対象会社が適用日以後にTLAC規制対象会社となつたものでないときは、旧銀行持株告示第四十一条第一項又は第四十二条の規定の例によることができる。

3 国際統一基準行である標準的手法採用行は、国内TLAC

規制対象会社の同順位商品のうち、そのTLAC規制対象会社（適用日以後にTLAC規制対象会社となつたものを除く。）に係るTLAC規制適用日までに発行されたものであつて、当該TLAC規制適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているものについては、当該TLAC規制適用日から起算して五年を経過する日までの間は、新銀行持株告示第五十四条の四の二第三項の規定を適用せず、旧銀行持株告示第四十一条第一項又は第四十二条の規定の例によることが

ら起算して五年を経過する日までの間は、新銀行持株告示第七条第二項第五号に掲げる少数出資金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段の額に算入せず、旧銀行持株告示第十四条第一項又は第四十二条の規定の例によることができる。

2 国内基準行である標準的手法採用行は、国内TLAC規制対象会社の同順位商品のうち、そのTLAC規制対象会社に係るTLAC規制適用日までに発行されたものであつて、当該TLAC規制適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているものについては、当該TLAC規制適用日から起算して五年を経過する日までの間は、新銀行持株告示第五十四条の四の二第二項の規定を適用せず、旧銀行持株告示第十四条の四の二第二項の規定を適用せず、旧銀行持株告示第十四条第一項又は第四十二条の規定の例によることができる。

〔項を加える。〕

備考 表中の「」の記載は注記である。	4 できる。 〔略〕
	3 〔同上〕